

令和5年度下請契約の適正化等の実態調査結果について

1 調査の目的

平成9年度から概ね2年毎に実施している本調査は、帯広市が発注した工事における元請・下請に関する実態の把握とともに、今後の元請・下請の適正化を図るための指導等の参考にするために行っているもので、今回が12回目の調査となりました。

今回は、従前の「帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱」の遵守状況などに加え、同日落札数制限方式や週休2日工事に関する調査も実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査対象

令和5年4月以降に工事等の施工に着手し(令和4年度契約の2カ年工事を含む)、令和5年10月末までに完成届が提出されたものから、工種や金額などのバランスを考慮したうえで、118社を抽出して実施しました。

また、令和5年度の設計・測量業務の受注者から9社を抽出して、入札制度に関することを中心とした調査も実施しました。

(2) 調査方法

郵送による書面調査又はインターネット回答(無記名式)

(3) 調査期間

令和5年12月26日から令和6年1月23日まで

(4) 調査内容

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について | H 技術・社会的要素による評価手法について |
| B 賃金について | I 同日落札数制限方式について |
| C 技能労働者の評価手法について | J 週休2日工事について |
| D 建設キャリアアップシステム(CCUS)について | K 留意文書及びポスターについて |
| E 働き方改革への取組について | L 下請契約に関する要望について |
| F 工事発注の平準化について | M 帯広市の入札制度への意見等 |
| G 情報通信技術(ICT)の活用について | |

(5) 回答状況

区分	回答業者数/調査業者数	回答率	回答方法内訳		調査内容
元請(工事)	15 / 16	93.8%	紙	7	A・B・C・E・F・G・H・I・J・M
			web	8	
下請(工事)	67 / 102	65.7%	紙	47	A・B・D・E・F・G・K・L・M
			web	20	
設計・測量	9 / 9	100.0%	紙	5	E・G・I・M 主に入札制度に関する調査を対象
			web	4	
計	91 / 127	71.7%	紙	59	
			web	32	

(6) 他調査結果との比較

次の調査結果も参考として比較しています。

名称	実施主体	実施時期
下請契約の適正化等の実態調査(前回調査)	帯広市	令和3年12月～令和4年1月
令和5年度下請取引等実態調査	国土交通省	令和5年7～10月

3 調査結果の概要

A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について(元請、下請)

- 下請金額は、回答のあった全ての元請が下請からの見積書により決定したうえで、法定福利費を含めた契約を行っており、請負契約の締結にあたっては元請の約9割、下請の約8割が、適正な書面契約書等の取り交わしを実施している結果となりました。
- 下請代金の支払いまでの期間は、回答のあった全ての元請と約8割の下請が30日未満と回答しましたが、下請の約2割が30日以上50日未満の結果となりました。
- 支払方法は、元請・下請ともに約9割が「現金のみ」となっているほか、全ての下請の現金支払額が労務費相当額を満たしているという結果となりました。また、手形期間については、望ましくないとされる「120日を超える」ものに該当する回答はありませんでした。
- 退職金共済制度は、前回に引き続き、元請は全て加入済みでしたが、下請の約2割が未加入との結果となりました。

B 賃金について(元請、下請)

- 多くの事業者で引き上げが行われていますが、公共工事設計労務単価との比較では、すべての職種で100%以上と回答した割合が前回調査より低下し、90%未満の職種があるとの回答の割合が上昇していました。

C 技能労働者への評価手法について(元請)

D 建設キャリアアップシステム(CCUS)について(下請)

- 高い技能を持つ技能労働者を有することの評価手法については、「現状の評価方法でよい」が約9割を占めていました。
- 建設キャリアアップシステムへの登録状況に対しては、「今後の登録を検討している」を含めると、元請約8割、下請約7割が登録に前向きである一方で、経費を要することやメリットが少ないことへの回答がありました。

E 働き方改革への取組について(元請、下請、設計・測量)

- 時間外労働の上限規制、不合理な待遇差の禁止、年次有給休暇の付与・取得の義務付けについては大部分が知っているとの回答になりましたが、一部の下請に「知らなかった」という状況が確認されました。
- 働き方改革を推進していく上での市への要望として、工事成果品の簡素化、週休2日の確保、労務単価の上昇などを求めるものがありました。

F 工事発注の平準化について(元請、下請)

- 元請・下請ともに、「概ね平準化されており、このまま継続してほしい」が3割～4割となり前回と同程度でしたが、「早期発注を更に増やしてほしい」「余裕期間制度など柔軟な工期が設定できる制度を導入してほしい」に一定数の回答がありました。

G 情報通信技術(ICT)の活用について(元請、下請、設計・測量)

- 電子入札・電子契約については、元請と設計・測量の約1割から経費がかかるため「導入すべきではない」との回答がありました。

H 技術・社会的要素による評価手法について(元請のみ)

- 技術・社会的要素の評価手法について、「十分な評価が行われている」への回答が約9割となりました。

I 同日落札数制限方式について(元請、設計・測量)

- さらなる制度の拡大については、無回答の1社を除いた全ての回答が「現行の同日落札数制限方式の運用のままでよい」との結果になりました。

J 週休2日モデル工事について(元請)

○週休2日の促進に対する回答が多くを占めていますが、一部からは北海道での完全週休2日は難しいとの意見がありました。

K 留意文書及びポスターについて(下請のみ)

○元請から留意文書を「配付された」とした下請は約7割、工事現場で周知ポスターが掲示されているのを「見た」とした下請は約8割となり、いずれも前回とほぼ横ばいの結果になっています。

4 まとめ

今回の調査を通じて、各事業者において「元請・下請適正化指導要綱」や法改正等を踏まえた改善が進められている状況が確認できましたが、一方で、前回調査よりも取り組み状況が後退している項目も散見されたほか、元請と下請で取り組み状況に差異がある状態も改めて確認されました。

賃金水準については、多くの事業者で引き上げが行われていますが、一方で、公共労務単価を下回る例が増加しています。各事業者においても、担い手確保の観点から取り組みが進められているものと思いますが、週休2日制度の取組の推進や年次有給休暇などの待遇改善を含めた取り組みの強化が求められているものと考えます。

引き続き留意文書等により、法改正を踏まえた適正な契約や賃金水準の確保を要請していく必要があります。また、発注者としても、週休2日制度の取り組みや、工事発注の平準化など、公共工事の品質確保や工事従事者労働環境の改善に向けて、契約担当部署と工事担当部署で連携し、引き続き取り組んでまいります。

5 調査結果

◀ A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について(元請、下請) ▶

■ 下請金額の決定方法

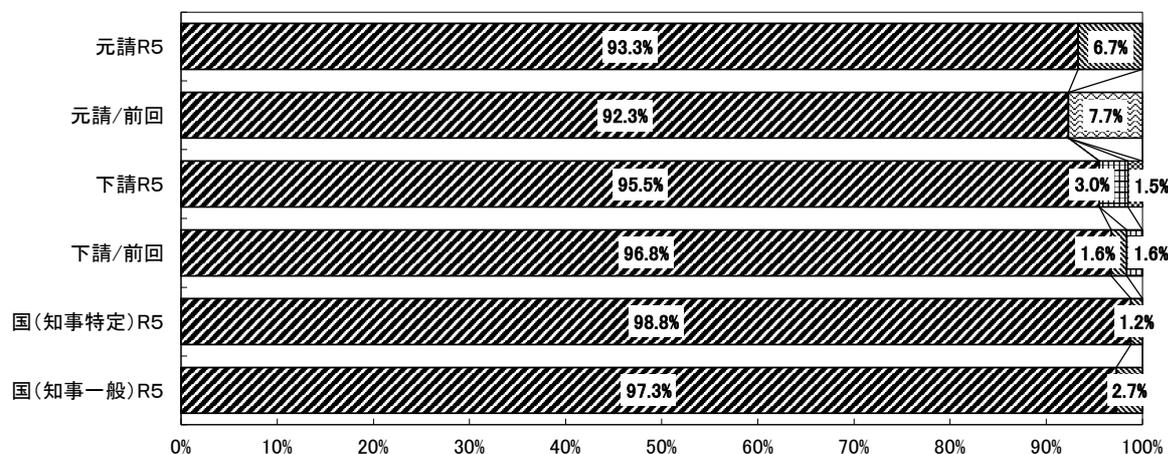
下請契約を締結する際には、下請からの見積書に基づき、元請と下請の双方で十分な協議を行うことが必要です。

○今回の調査では、回答のあった全ての元請に対して下請からの見積書の提出があり、適切な方法で下請金額が決定されています。

◆ 下請金額はどのように決めているか

① ② ③ ④ ⑤	元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		国(知事特定)	国(知事一般)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	割合	割合
①	14	93.3%	12	92.3%	64	95.5%	60	96.8%	98.8%	97.3%
②	1	6.7%					1	1.6%	1.2%	2.7%
③					2	3.0%	1	1.6%		
④					1	1.5%				
⑤			1	7.7%						
合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	100%	100%

■ ① ■ ② ■ ③ ■ ④ ■ ⑤



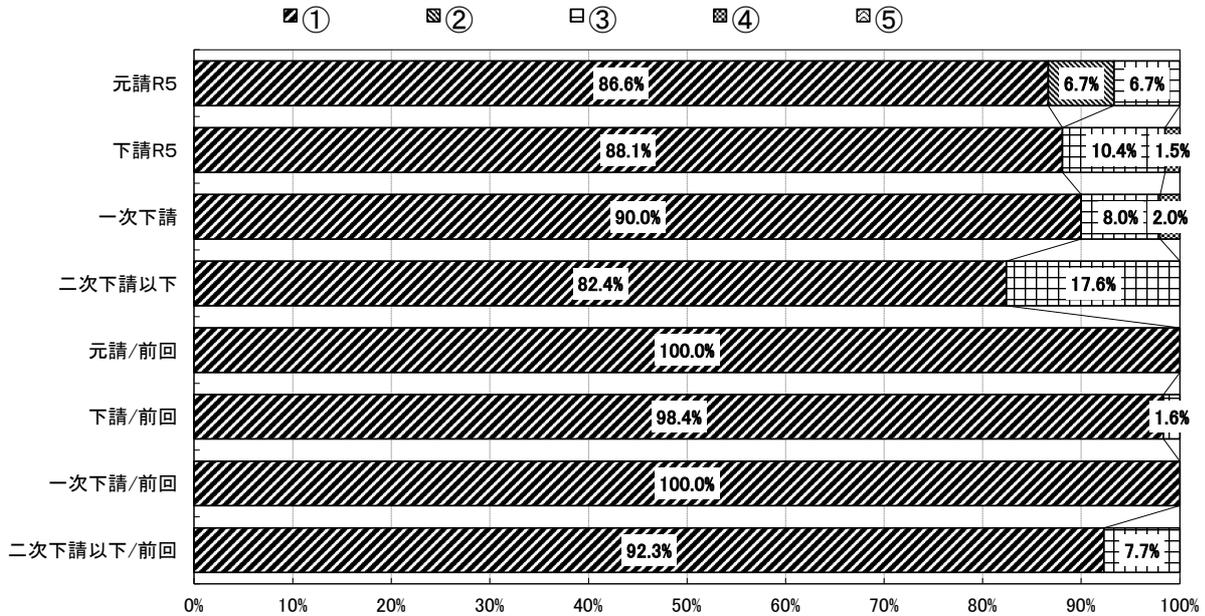
建設産業においては、行政と業界が一体となって社会保険等加入の取り組みを進めており、法定福利費が明示された標準見積書の活用が求められています。

○その他と回答した下請1社は、諸経費に法定福利費を含めていました。

◆ 法定福利費が明示された見積書(標準見積書)を提出させたか(下請:提出したか)

① ② ③ ④ ⑤	元請/R5		下請/R5		一次下請		二次下請以下	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①	13	86.6%	59	88.1%	45	90.0%	14	82.4%
②	1	6.7%						
③	1	6.7%	7	10.4%	4	8.0%	3	17.6%
④			1	1.5%	1	2.0%		
⑤								
合計	15	100%	67	100%	50	100%	17	100%

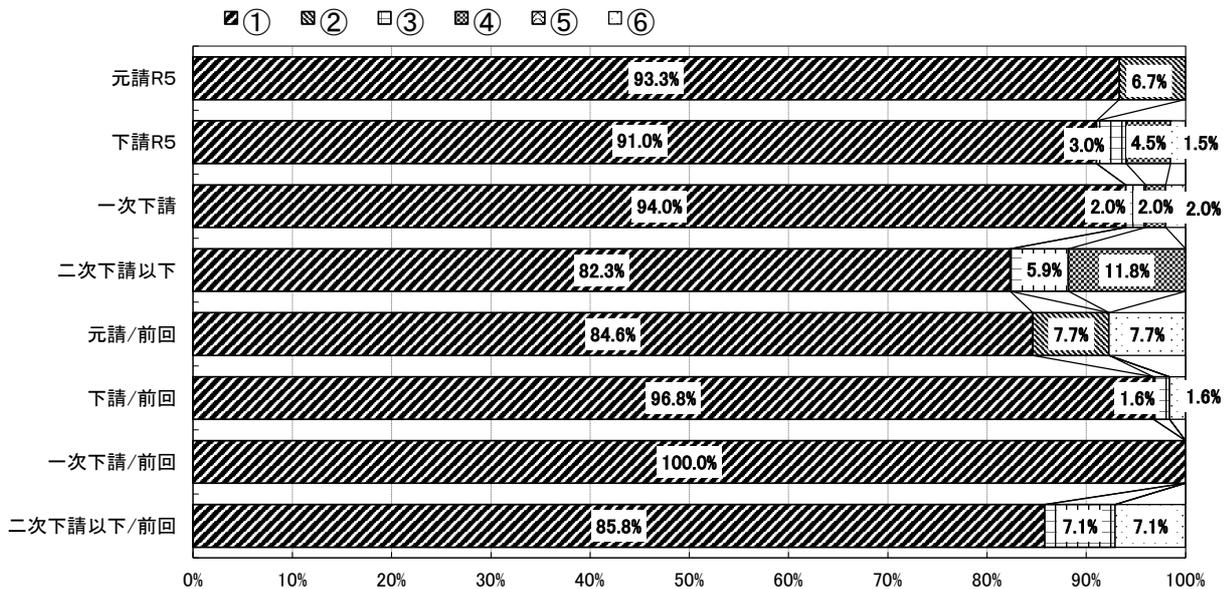
① ② ③ ④ ⑤	元請/前回		下請/前回		一次下請/前回		二次下請以下/前回	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①	12	100.0%	60	98.4%	48	100.0%	12	92.3%
②								
③			1	1.6%			1	7.7%
④								
⑤								
合計	12	100%	61	100%	48	100%	13	100%



◆ 下請金額に法定福利費を含めて契約したか

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		下請/R5		一次下請		二次下請以降	
①	全ての下請契約で法定福利費を含めた (下請:法定福利費を含めて契約した)	14	93.3%	61	91.0%	47	94.0%	14	82.3%
②	一部の下請契約では法定福利費を含めた	1	6.7%						
③	全ての下請契約で法定福利費を含めなかった (下請:法定福利費を含めなくて契約した)			2	3.0%	1	2.0%	1	5.9%
④	(下請のみ):わからない			3	4.5%	1	2.0%	2	11.8%
⑤	その他								
⑥	無回答			1	1.5%	1	2.0%		
	合計	15	100%	67	100%	50	100%	17	100%

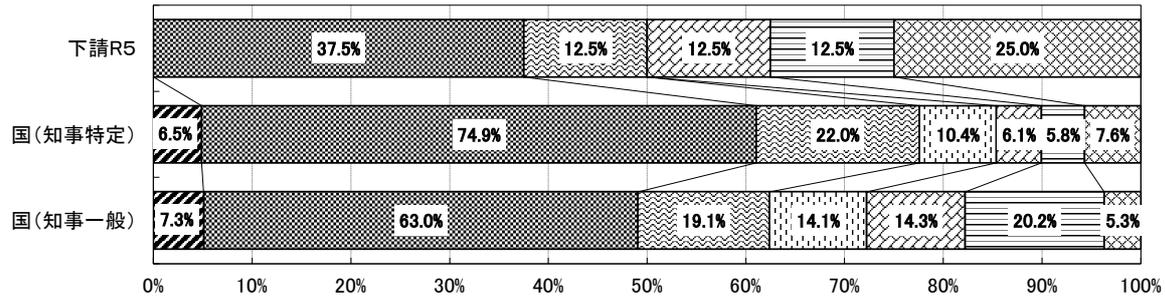
＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/前回		下請/前回		一次下請/前回		二次下請以降/前回	
①	全ての下請契約で法定福利費を含めた (下請:法定福利費を含めて契約した)	11	84.6%	60	96.8%	48	100.0%	12	85.8%
②	一部の下請契約では法定福利費を含めた	1	7.7%						
③	全ての下請契約で法定福利費を含めなかった (下請:法定福利費を含めなくて契約した)			1	1.6%			1	7.1%
④	(下請のみ):わからない								
⑤	その他								
⑥	無回答	1	7.7%	1	1.6%			1	7.1%
	合計	13	100%	62	100%	48	100%	14	100%



◆ 法定福利費が明示された見積書(標準見積書)を提出しなかった理由について(下請のみ)

＜ 下請の回答 (択一回答) ＞ (※国は複数回答)		下請/R5		国(知事特定)	国(知事一般)
①	受注競争上不利となると考えたため			6.5%	7.3%
②	元請負人との関係で提出できる雰囲気ではなかったため				
③	元請負人から標準見積書を提出しないよう指示を受けたため				
④	元請負人が提出を求めてこなかったため	3	37.5%	74.9%	63.0%
⑤	元請負人が総価しか見ないなど、提出しても意味が無いと考えたため	1	12.5%	22.0%	19.1%
⑥	他の下請企業等、同業者が提出していなかったため			10.4%	14.1%
⑦	所属する建設業団体から標準見積書の様式、活用方法等について説明がないため				
⑧	建設業団体に所属していない等、標準見積書の作成方法がわからないため	1	12.5%	6.1%	14.3%
⑨	そもそも法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)のことを知らないため	1	12.5%	5.8%	20.2%
⑩	その他	2	25.0%	7.6%	5.3%
⑪	無回答				
	合計	8	100%	-	-

■① ■② □③ ■④ ■⑤ □⑥ □⑦ ■⑧ □⑨ ■⑩ □⑪ ※国は複数回答



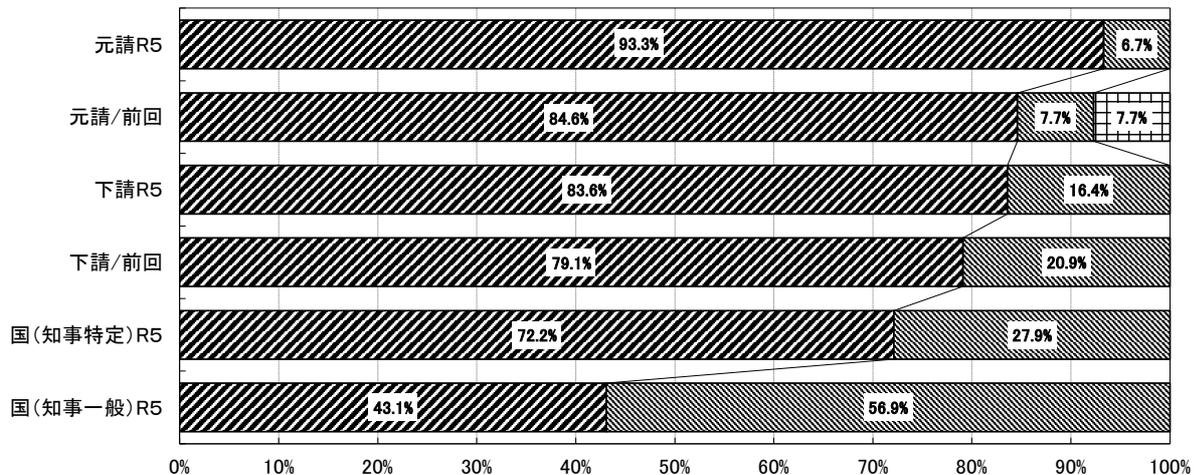
■ 下請契約の方法、使用している契約書・約款

建設工事の請負契約を締結する際には、相互に契約書を取り交わすほか、注文書・請書による場合には、基本契約約款の添付が必要になります。

◆ 下請との契約はどのように行ったか

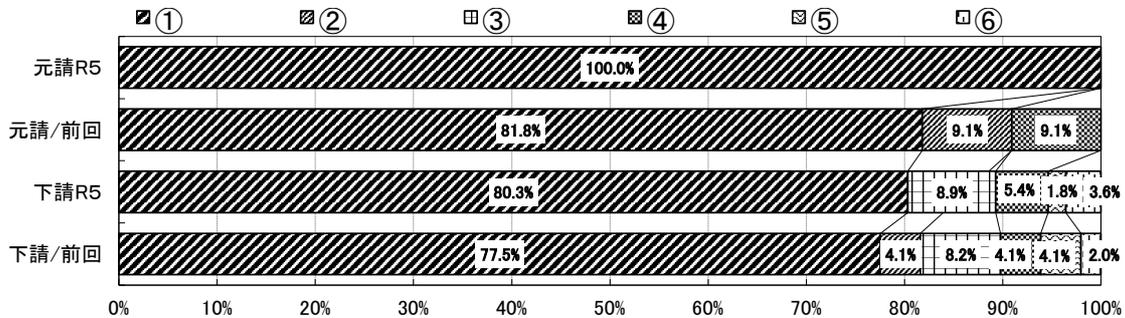
＜ 元請・下請の回答 (択一回答) ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		国(知事特定)	国(知事一般)
適正	① 下請契約書を取り交わした	3	20.0%			10	14.9%	8	13.0%	23.1%	16.2%
	② 基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	1	6.7%	1	7.7%	13	19.4%	11	17.7%	22.8%	16.0%
	③ 注文書・請書に基本契約約款を添付又は印刷したものの交換	10	66.6%	10	76.9%	33	49.3%	30	48.4%	26.3%	10.9%
	④ 注文書・請書のみ交換	1	6.7%	1	7.7%	7	10.4%	11	17.7%	24.2%	35.9%
	⑤ 注文書だけを一方的に交付					1	1.5%			1.5%	7.3%
	⑥ メモ(メール・FAXを含む)					1	1.5%	1	1.6%		
	⑦ 口頭					2	3.0%	1	1.6%	2.2%	13.7%
	⑧ 無回答			1	7.7%						
	合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	100%	100%

■適正回答 ① ~ ③ ■④ ~ ⑦ □⑧



◆ 下請契約の際に使用した契約書・約款はどれか

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	全国建設業協会又は国土交通省（中央建設業審議会）が定めている工事下請基本契約約款・基本契約書・建設工事標準下請契約約款	14	100.0%	9	81.8%	45	80.3%	38	77.5%
②	その他の建設業者団体が定めている契約約款・基本契約書			1	9.1%			2	4.1%
③	他の建設業者が定めた契約約款・基本契約書					5	8.9%	4	8.2%
④	自社で独自に作成した契約約款・基本契約書			1	9.1%	3	5.4%	2	4.1%
⑤	その他					1	1.8%	2	4.1%
⑥	無回答					2	3.6%	1	2.0%
	合計	14	100%	11	100%	56	100%	49	100%

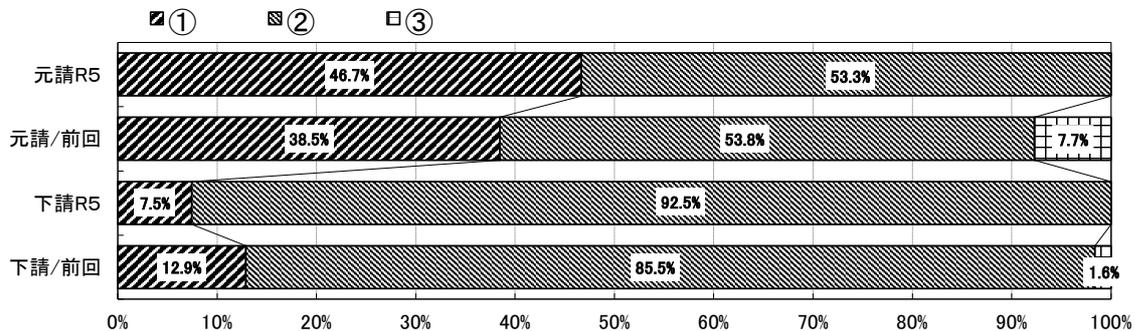


■ 下請代金の支払状況（前払金について）

前払金は、工事の出来高がない状態で、資材の購入等の着工準備に必要な資金として、元請に支払われるため、帯広市から前払金の支払いがあった場合には、下請に対しても必要な費用を現金で前払いするよう、留意事項文書で要請しています。

◆ 前払金の支払いをしたか（支払いはあったか）

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	前払金の支払いをした（支払いはあった）	7	46.7%	5	38.5%	5	7.5%	8	12.9%
②	前払金の支払いをしなかった（支払いはなかった）	8	53.3%	7	53.8%	62	92.5%	53	85.5%
③	無回答			1	7.7%			1	1.6%
	合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%



◆ 下請代金総額のうち、前払金が占める割合

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	10%未満								
②	10%以上20%未満								
③	20%以上30%未満			1	20.0%				
④	30%以上40%未満	1	14.3%			2	40.0%	2	25.0%
⑤	40%以上50%未満	3	42.8%	1	20.0%	2	40.0%	2	25.0%
⑥	50%以上60%未満	1	14.3%	1	20.0%	1	20.0%	1	12.5%
⑦	60%以上70%未満								
⑧	70%以上80%未満			2	40.0%			2	25.0%
⑨	80%以上90%未満								
⑩	90%以上100%未満	2	28.6%						
⑪	100%							1	12.5%
⑫	無回答								
	合計	7	100%	5	100%	5	100%	8	100%

◆ 前払金の支払いをしなかった理由

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	元請負人が資材を調達し、下請負人に支給した	2	25.0%	3	42.9%	12	19.4%	6	11.3%
②	元請・下請間で協議の結果、初期費用は不要と判断されたため	4	50.0%	4	57.1%	38	61.3%	33	62.3%
③	下請負人が材料費等を立替払いした					9	14.5%	13	24.5%
④	その他	2	25.0%						
⑤	無回答					3	4.8%	1	1.9%
	合計	8	100%	7	100%	62	100%	53	100%

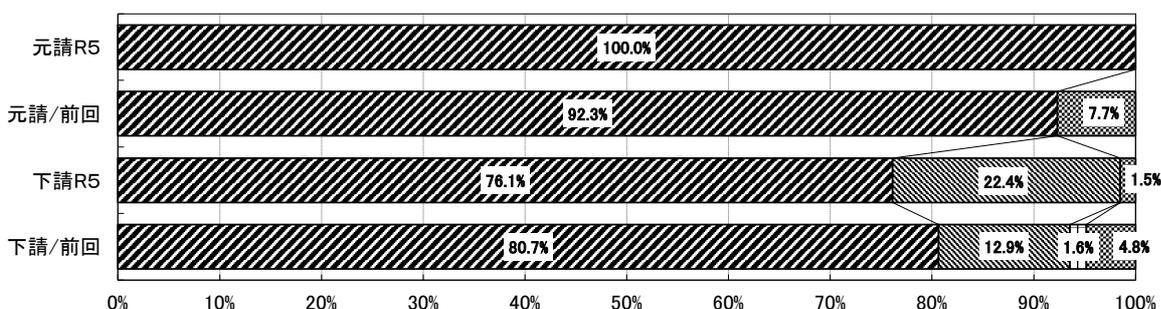
■下請代金の支払状況(前払金以外について)

特定建設業者は、下請からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払うことが必要です。また、全ての業者は発注者から請負代金の出来高又は完成払いを受けた時は、その支払いの対象の施工に従事した下請に対して、相当する下請代金を1カ月以内に支払うことが必要です。

◆下請代金の請求から支払いまでの期間

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R5		特定	一般	元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	30日未満	15	100.0%	11	4	12	92.3%	51	76.1%	50	80.7%
②	30日以上50日未満							15	22.4%	8	12.9%
③	50日以上									1	1.6%
④	無回答					1	7.7%	1	1.5%	3	4.8%
合計		15	100%	11	4	13	100%	67	100%	62	100%

■① ■② □③ ■④



■下請代金の支払方法(現金・手形の別)

下請代金はできる限り現金で、特に労務費相当は必ず現金で支払う必要があるほか、手形併用でも現金比率を高めるとともに、手形期間は90日以内でなるべく短期間にする必要があります。

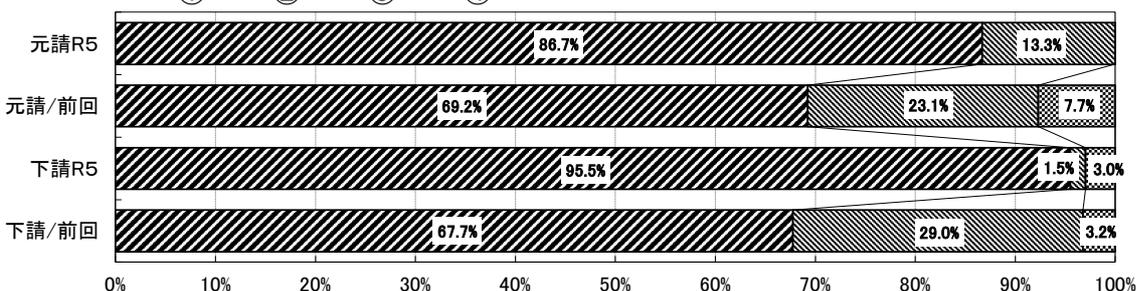
また、特定建設業者が120日を超えるような手形で下請代金を支払うことは、「割引困難な手形」の交付として、建設業法に違反しているとされる恐れがあります。

なお、令和6年11月からは手形期間が60日を超えるものが「割引困難な手形」にあたるとして指導基準が改められることから、手形支払はより短期間での発行が求められます。

◆下請代金の現金・手形の別

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	現金のみ	13	86.7%	9	69.2%	64	95.5%	42	67.7%
②	現金・手形の併用	2	13.3%	3	23.1%	1	1.5%	18	29.0%
③	手形のみ								
④	無回答			1	7.7%	2	3.0%	2	3.2%
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%

■① ■② □③ ■④

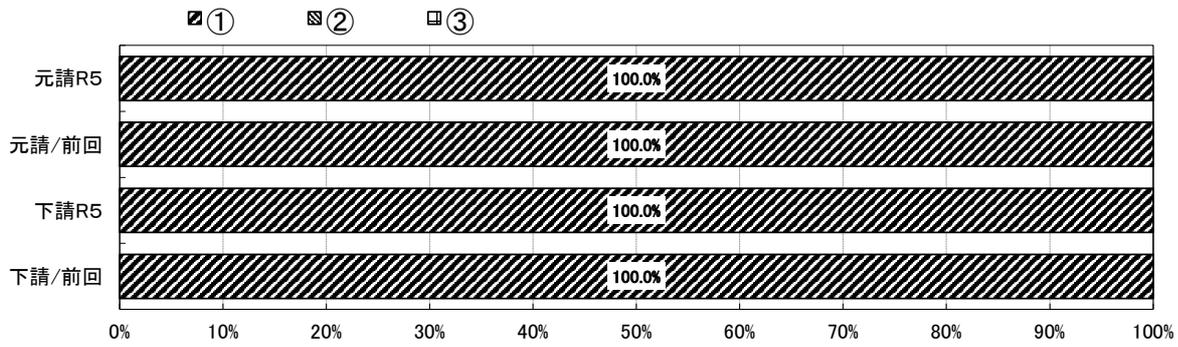


◆現金・手形併用の場合の現金の割合

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	75%を超える								
②	50%を超え75%以内	1	50.0%					3	16.7%
③	25%を超え50%以内	1	50.0%	3	100.0%	1	100.0%	15	83.3%
④	25%以内								
⑤	無回答								
合計		2	100%	3	100%	1	100%	18	100%

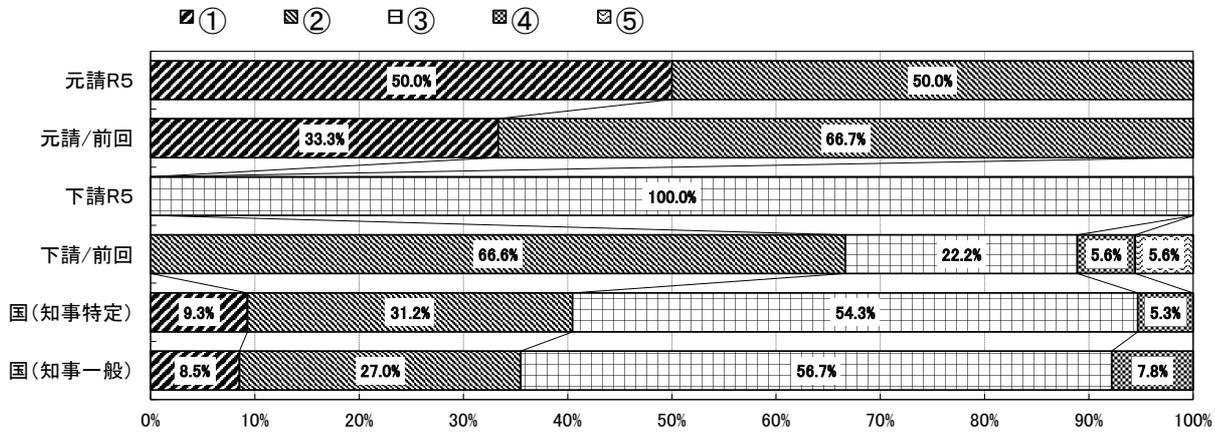
◆現金で支払った代金が、労務費相当額を満たしていたか

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	満たしていた	2	100.0%	3	100.0%	1	100.0%	18	100.0%
②	満たしていなかった								
③	無回答								
合計		2	100%	3	100%	1	100%	18	100%



◆ 手形期間

	< 元請・下請の回答 (択一回答) >	元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		国 (知事特定)	国 (知事一般)
		Count	Rate	Count	Rate	Count	Rate	Count	Rate	Rate	Rate
①	60日以内	1	50.0%	1	33.3%					9.3%	8.5%
②	60日を超え90日以内	1	50.0%	2	66.7%			12	66.6%	31.2%	27.0%
③	90日を超え120日以内					1	100.0%	4	22.2%	54.3%	56.7%
④	120日を超える							1	5.6%	5.3%	7.8%
⑤	無回答							1	5.6%		
	合計	2	100%	3	100%	1	100%	18	100%	100%	100%



■退職金共済制度の加入状況

建設労働者の退職金制度確立のため、建設業退職金共済制度（建退共）への加入、及び労働者（下請を含む）への証紙の交付または電子申請による掛金の充当が求められています。また、建退共に該当しない事業主については、中小企業退職金共済制度等の退職金制度への加入が推奨されています。

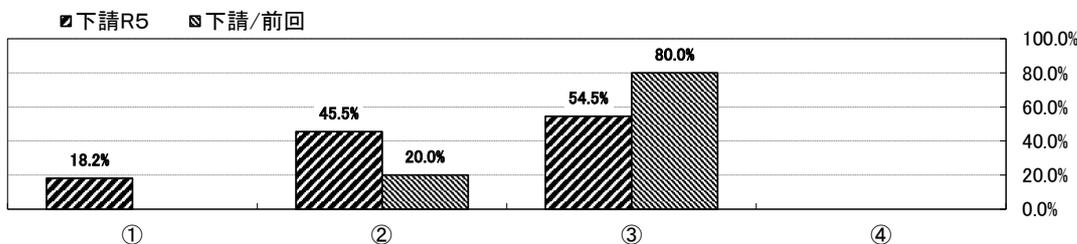
○加入していないと回答した11社のうち4社の理由は、「建設業でないため」「警備業のため」等となっており、退職金制度への加入状況ではなく、建退共への加入状況を回答した可能性があります。

◆ 退職金共済制度に加入しているか

＜ 元請・下請の回答（複数回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	建設業退職金共済制度に加入している	15	100.0%	11	91.7%	30	44.8%	36	58.1%
②	中小企業退職金共済制度に加入している	12	80.0%	8	66.7%	30	44.8%	22	35.5%
③	特定退職金共済制度に加入している	2	13.3%	2	16.7%	1	1.5%	1	1.6%
④	その他の退職金共済制度に加入している（自社の退職金支給制度がある場合も含む）	2	13.3%	1	8.3%	9	13.4%	8	12.9%
⑤	加入していない					11	16.4%	5	8.1%

◆ 退職金共済制度に加入していない理由（下請のみ）

＜ 下請の回答（複数回答） ＞		下請/R5		下請/前回	
①	事務負担が増えるため	2	18.2%		
②	費用負担が大きい	5	45.5%	1	20.0%
③	その他	6	54.5%	4	80.0%
④	無回答				



◆ 建退共の制度を知っているか（下請のみ）

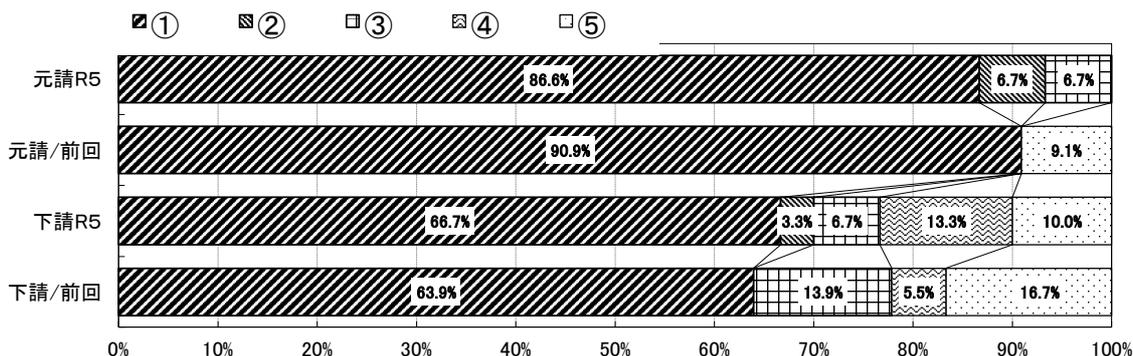
＜ 下請の回答（択一回答） ＞		下請/R5		下請/前回	
①	知っていた	5	45.4%	2	40.0%
②	知らなかった	2	18.2%	3	60.0%
③	無回答	4	36.4%		
合計		11	100%	5	100%

▶ ③ 「その他」の内容 [記述回答]

下請	建設業ではないため。
	警備業のため。(3社)
	現在検討中。
	自社内で賄っている。

◆ 建退共共済証紙の交付状況

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	証紙の現物交付をした（下請：交付があった）	13	86.6%	10	90.9%	20	66.7%	23	63.9%
②	電子申請による掛金の充当をした（下請：充当があった）	1	6.7%			1	3.3%		
③	共済掛金相当額を請負代金に含めた（下請：含まれていた）	1	6.7%			2	6.7%	5	13.9%
④	①②③ともに無し					4	13.3%	2	5.5%
⑤	無回答			1	9.1%	3	10.0%	6	16.7%
合計		15	100%	11	100%	30	100%	36	100%



■元請が行っている下請への指導内容

元請は、建設労働者の雇用条件の改善等のため、「事故防止対策」や「雇用通知書の交付」等の取り組みを適切に実施する必要があります。

◆ 元請による指導内容

	< 元請・下請の回答（複数回答） >	元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
		回数	割合	回数	割合	回数	割合	回数	割合
①	作業の指示	13	86.7%	12	92.3%	63	94.0%	58	93.5%
②	工事の事故防止	15	100.0%	11	84.6%	63	94.0%	58	93.5%
③	技術指導	6	40.0%	5	38.5%	20	29.9%	19	30.6%
④	有資格者の確認	15	100.0%	12	92.3%	54	80.6%	51	82.3%
⑤	雇用通知書の交付	1	6.7%	2	15.4%	19	28.4%	23	37.1%
⑥	貸金台帳の整備	1	6.7%			4	6.0%	6	9.7%
⑦	孫請への指導	3	20.0%	1	7.7%	19	28.4%	24	38.7%
⑧	現場での労働時間の短縮や休日の確保	11	73.3%	3	23.1%	25	37.3%	20	32.3%
⑨	社会保険等の加入	9	60.0%	8	61.5%	36	53.7%	32	51.6%
⑩	建設業退職金共済制度への加入	8	53.3%	6	46.2%	30	44.8%	28	45.2%
⑪	その他	1	6.7%					1	1.6%

⑪ 「その他」の内容【記述回答】

下請	技能士活用状況報告書の予定及び実績
----	-------------------

◀ B 賃金について(元請、下請) ▶

■賃金の支払いについて

令和5年度の公共工事設計労務単価（以下「公共労務単価」）は、必要な法定福利費相当額や有給休暇取得に要する費用などのほか、元請企業から技能者に対して直接支給している手当の反映により、全職種平均で5.2%の引き上げ（11年連続）となり、帯広市の発注工事は、最新の労務単価を適用して積算を行っていると言えます。請負業者はこれらの趣旨を踏まえた適切な水準の賃金を支払うことが求められています。

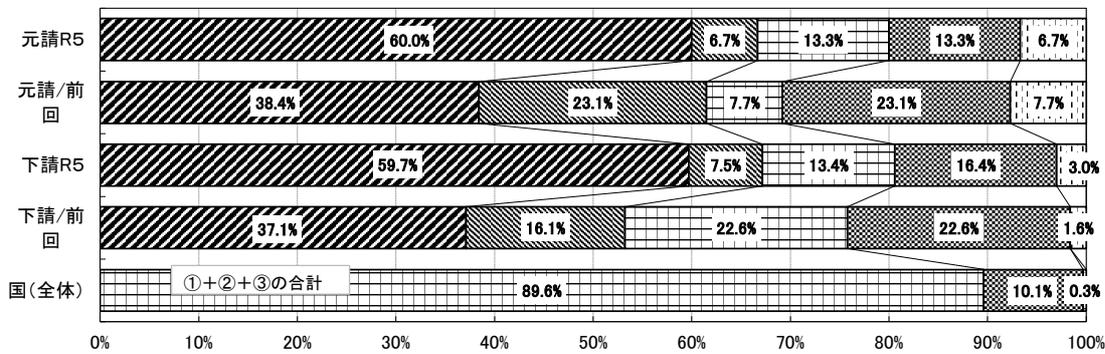
◆ 令和5年3月1日以降※の技能労働者の賃金について

※「前回」は令和3年3月以降

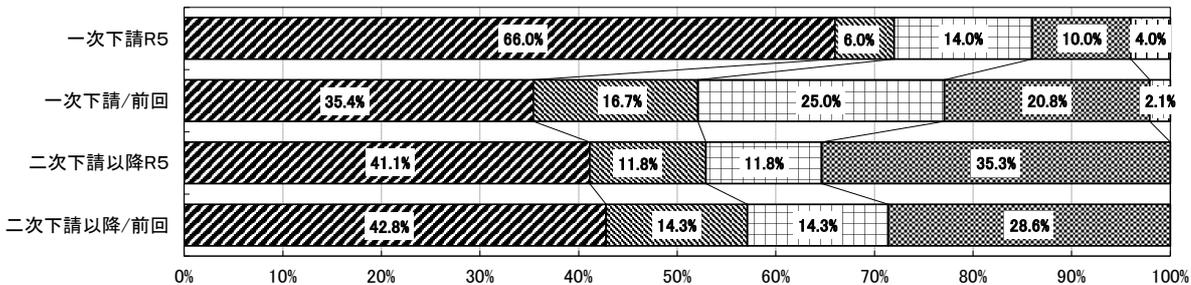
＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		国(全体)
①	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた	9	60.0%	5	38.4%	40	59.7%	23	37.1%	89.6%
②	ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした	1	6.7%	3	23.1%	5	7.5%	10	16.1%	
③	①②どちらも引き上げた	2	13.3%	1	7.7%	9	13.4%	14	22.6%	
④	賃金水準を引き上げを行わなかった	2	13.3%	3	23.1%	11	16.4%	14	22.6%	10.1%
⑤	賃金水準を引き下げた									0.3%
⑥	無回答	1	6.7%	1	7.7%	2	3.0%	1	1.6%	
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	100%

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		一次下請/R5		一次下請/前回		二次下請以下/R5		二次下請以下/前回	
①	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた	33	66.0%	17	35.4%	7	41.1%	6	42.8%
②	ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした	3	6.0%	8	16.7%	2	11.8%	2	14.3%
③	①②どちらも引き上げた	7	14.0%	12	25.0%	2	11.8%	2	14.3%
④	賃金水準を引き上げを行わなかった	5	10.0%	10	20.8%	6	35.3%	4	28.6%
⑤	賃金水準を引き下げた								
⑥	無回答	2	4.0%	1	2.1%				
合計		50	100%	48	100%	17	100%	14	100%

■① ■② ■③ ■④ ■⑤ ■⑥



■① ■② ■③ ■④ ■⑤ ■⑥



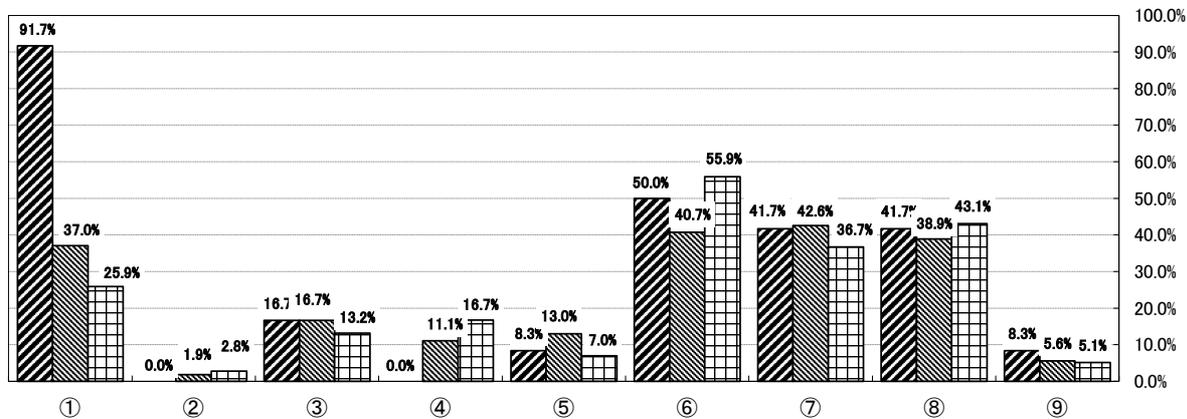
◆ 令和5年3月1日以降、賃金水準を引き上げた理由

＜ 元請・下請の回答（複数回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		国(全体)
①	公共工事設計労務単価が上昇したため	11	91.7%	5	62.5%	20	37.0%	11	23.4%	25.9%
②	所属建設業団体等の要請を受けたため			1	12.5%	1	1.9%			2.8%
③	労務単価の上昇を反映した額で契約ができたため	2	16.7%			9	16.7%	3	6.4%	13.2%
④	受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため			2	25.0%	6	11.1%	13	27.7%	16.7%
⑤	労働者からの賃上げ交渉を受けたため	1	8.3%			7	13.0%	1	2.1%	7.0%
⑥	周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため	6	50.0%	5	62.5%	22	40.7%	6	12.8%	55.9%
⑦	技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため	5	41.7%	5	62.5%	23	42.6%	25	53.2%	36.7%
⑧	若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため	5	41.7%	5	62.5%	21	38.9%	12	25.5%	43.1%
⑨	その他	1	8.3%			3	5.6%	1	2.1%	5.1%

⑨ 「その他」の内容 [記述回答]

元請	時間外労働の減少による賃金の引上げ。 物価高による賃上げ。
下請	開発局の入札要件にあるため。 最低賃金引き上げに際して賃金を上げた。

■元請R5 ■下請R5 □国(全体)



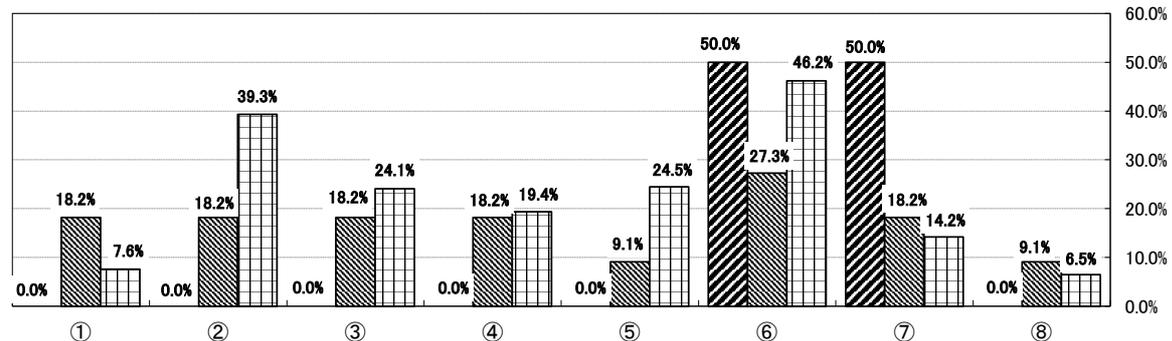
◆ 令和5年3月1日以降、賃金水準を引き上げなかった理由

＜ 元請・下請の回答（複数回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		国(全体)
①	元請負人が労務費の引き上げに応じてくれなかったため					2	18.2%	1	7.1%	7.6%
②	元請負人(民間業者を含む)から請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できなかったため					2	18.2%			39.3%
③	受注者の立場では元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらかったため					2	18.2%	1	7.1%	24.1%
④	赤字補填や建設機械の購入など他の用途に充当する必要があり、余裕がない					2	18.2%	2	14.3%	19.4%
⑤	他社との競争上賃金にコストをかけられない					1	9.1%	2	14.3%	24.5%
⑥	経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない	1	50.0%	1	33.3%	3	27.3%	8	57.1%	46.2%
⑦	既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている	1	50.0%	2	66.7%	2	18.2%	2	14.3%	14.2%
⑧	その他					1	9.1%	2	14.3%	6.5%

⑧ 「その他」の内容 [記述回答]

下請	昇給のタイミングでなかったため
----	-----------------

■元請R5 ■下請R5 □国(全体)



■ 労務単価について

◆ 技能労働者に対して支払った賃金について

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	適正な水準と考えている	13	86.6%	12	92.3%	51	76.1%	58	93.6%
②	適正な水準と考えていない	1	6.7%			13	19.4%	2	3.2%
③	無回答	1	6.7%	1	7.7%	3	4.5%	2	3.2%
	合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%

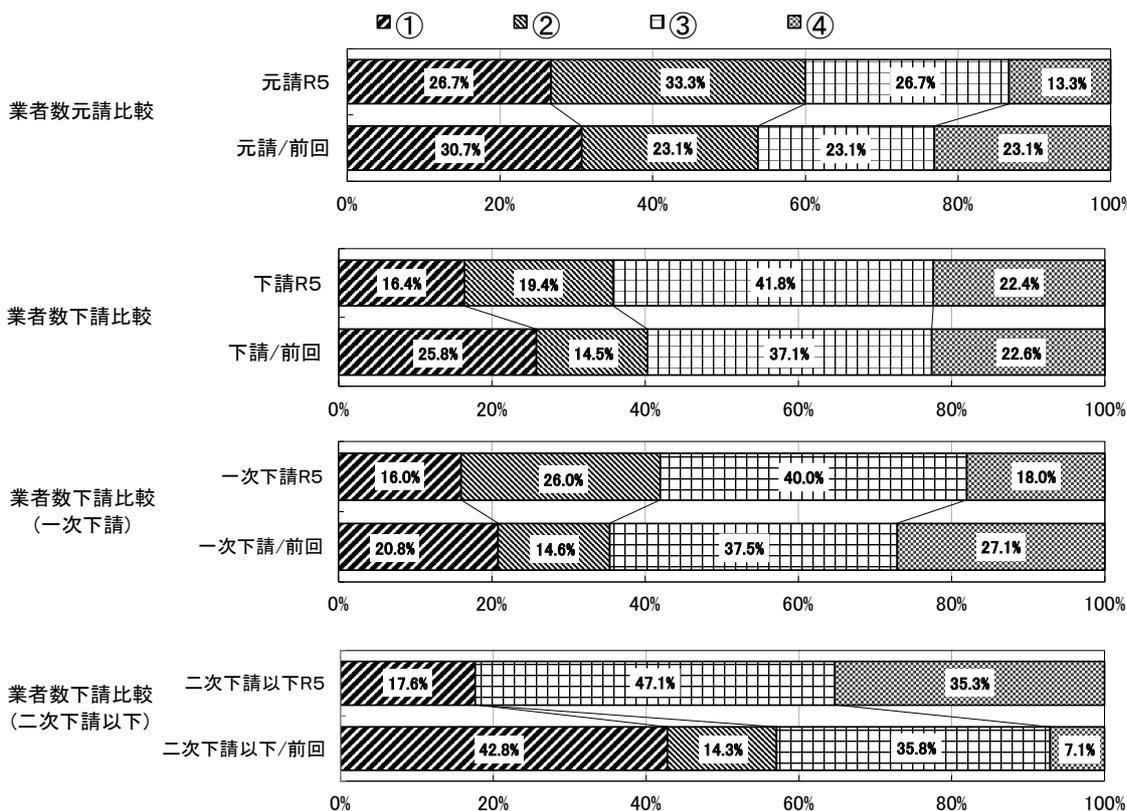
○業者が技能労働者に支払った労務単価と、令和5年度の公共労務単価を比較した結果を業者数で表しています。

◆ 業者数 労務単価調査結果 (業者数)

＜ 元請・下請の回答 ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	全ての職種で100%以上	4	26.7%	4	30.7%	11	16.4%	16	25.8%
②	100%未満の職種がある	5	33.3%	3	23.1%	13	19.4%	9	14.5%
③	90%未満の職種がある	4	26.7%	3	23.1%	28	41.8%	23	37.1%
④	無回答	2	13.3%	3	23.1%	15	22.4%	14	22.6%
	合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%

(業者数)

＜ 元請・下請の回答 ＞		一次下請/R5		一次下請/前回		二次下請以下/R5		二次下請以下/前回	
①	全ての職種で100%以上	8	16.0%	10	20.8%	3	17.6%	6	42.8%
②	100%未満の職種がある	13	26.0%	7	14.6%			2	14.3%
③	90%未満の職種がある	20	40.0%	18	37.5%	8	47.1%	5	35.8%
④	無回答	9	18.0%	13	27.1%	6	35.3%	1	7.1%
	合計	50	100%	48	100%	17	100%	14	100%



○実際に支払った各労務費の平均値と、令和5年度の公共労務単価を比較した結果を①～⑥の該当箇所職種数で表しています。

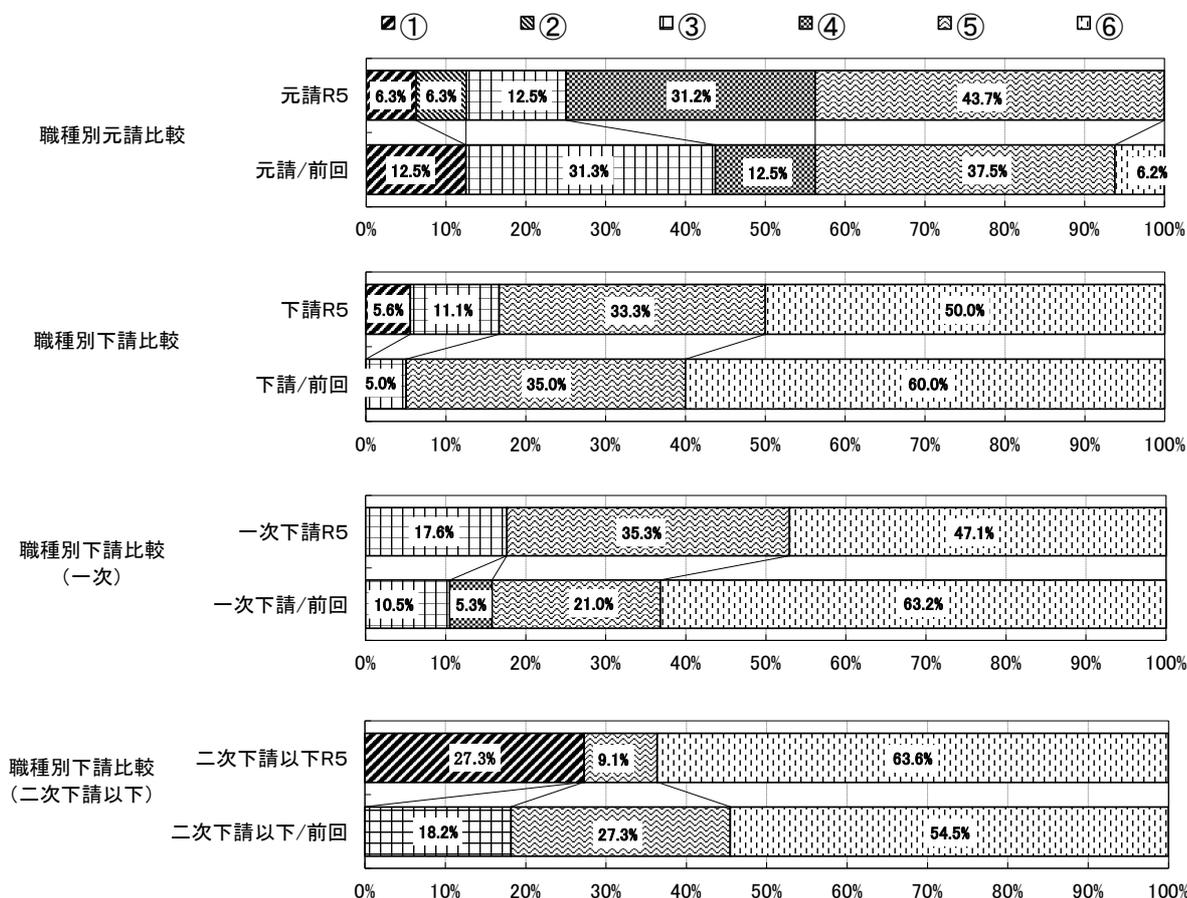
◆ 職種数 労務単価調査結果

< 元請・下請の回答 >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	120%以上	1	6.3%	2	12.5%	1	5.6%		
②	110%以上120%未満	1	6.3%						
③	100%を超え110%未満	2	12.5%	5	31.3%	2	11.1%	1	5.0%
④	100%(二省単価と同額)	5	31.2%	2	12.5%				
⑤	90%以上100%未満	7	43.7%	6	37.5%	6	33.3%	7	35.0%
⑥	90%未満			1	6.2%	9	50.0%	12	60.0%
合計		16	100%	16	100%	18	100%	20	100%

< 元請・下請の回答 >		一次下請/R5		一次下請/前回		二次下請以下/R5		二次下請以下/前回	
①	120%以上					3	27.3%		
②	110%以上120%未満								
③	100%を超え110%未満	3	17.6%	2	10.5%			2	18.2%
④	100%(二省単価と同額)			1	5.3%				
⑤	90%以上100%未満	6	35.3%	4	21.0%	1	9.1%	3	27.3%
⑥	90%未満	8	47.1%	12	63.2%	7	63.6%	6	54.5%
合計		17	100%	19	100%	11	100%	11	100%

<参考> 90%未満の職種

- ・元請 なし
- ・一次下請 軽作業員(86.7%)、とび工(66.3%)、電工(85.7%)、大工(86.1%)、左官(73.0%)、防水工(83.0%)、板金工(56.2%)、交通誘導員B(88.5%)
- ・二次下請 普通作業員(74.2%)、軽作業員(64.4%)、とび工(69.0%)、電工(74.1%)、運転手(特殊)(66.2%)、配管工(86.8%)、内装工(68.4%)



＜労務単価の把握状況等＞

公共工事設計労務単価に関する把握状況等について集計したものです。

◆ 市積算が公共工事設計労務単価に基づいていることを知っているか

＜ 元請・下請の回答(択一回答) ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	知っている	15	100.0%	12	92.3%	56	83.6%	54	87.1%
②	知らない					10	14.9%	7	11.3%
③	無回答			1	7.7%	1	1.5%	1	1.6%
	合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%

◆ 現在の労務単価を概ね知っていたか

＜ 元請・下請の回答(択一回答) ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	知っていた	15	100.0%	12	85.8%	54	80.6%	52	83.9%
②	知らなかった			1	7.1%	12	17.9%	4	14.5%
③	無回答			1	7.1%	1	1.5%	1	1.6%
	合計	15	100%	14	100%	67	100%	57	100%

◆ 公共工事設計労務単価について、どのように考えているか

＜ 元請・下請の回答(択一回答) ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	目安として考えており、概ねそのとおり支払っている	12	80.0%	6	46.1%	14	20.9%	24	38.7%
②	目安として考えているが、そのとおりには支払っていない	2	13.3%	5	38.5%	33	49.2%	26	41.9%
③	目安として考えていない					18	26.9%	12	19.4%
④	無回答	1	6.7%	2	15.4%	2	3.0%		
	合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%

◆ 公共工事設計労務単価での支払をしていない理由

＜ 元請・下請の回答(複数回答) ＞		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	公共工事設計労務単価が施工内容に比して高いため					4	7.8%	4	10.5%
②	公共工事設計労務単価が施工内容に比して低いため					10	19.6%	6	15.8%
③	民間など他の受注工事の積算と均衡が取れないため	2	100.0%	3	60.0%	19	37.3%	13	34.2%
④	技能労働者の技能や経験により賃金・処遇を決めているため	2	100.0%	5	100.0%	37	72.5%	25	65.8%
⑤	その他					2	3.9%	2	5.3%
⑥	無回答					1	2.0%	1	2.6%
	合計	4		8		73		51	

《C・D 技能労働者の評価手法(元請)、建設キャリアアップシステム(CCUS)について(元請、下請)》

■技能労働者への評価手法、及び建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録状況

登録基幹技能者などの高い技術を持つ技能労働者の評価・育成に向けた取り組みが求められています。帯広市は、総合評価落札方式において配置予定技術者の資格保有状況に応じた加点を行っているほか、一部工事では特定の技能を有する者の配置を要件としています。

また、建設キャリアアップシステム (CCUS) は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能経験に応じた適切な処遇に繋げようとするものであり、若い世代がキャリアパスの見通しをもてることや、技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指すための取り組みが進められています。

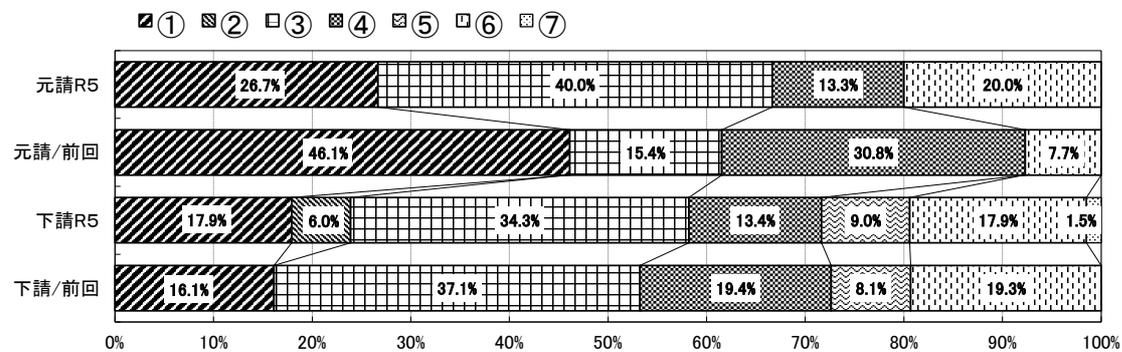
◆ 高い技能を持つ技能労働者を有することの評価手法として、帯広市に期待すること。(元請のみ)

< 元請の回答 (複数回答) >	元請/R5		元請/前回	
① 現状の評価方法でよい	13	86.7%	8	61.5%
② 工事格付けにおける加点や上位格付での配置要件化			3	23.1%
③ 総合評価落札方式における加点の拡大	2	13.3%	1	7.7%
④ 技能を有する者の配置を要件とする工事の対象拡大	2	13.3%	3	23.1%
⑤ その他				
⑥ 無回答				
合計	17		15	

○建設キャリアアップシステム (CCUS) への登録状況は、「今後登録を検討している」までを含めると多数が登録に前向きである一方で、経費を要することやメリットが少ない事への回答がありました。

◆ 建設キャリアアップシステムへの登録状況

< 元請の回答 (択一回答) >	元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
① 事業者登録をしている	4	26.7%	6	46.1%	12	17.9%	10	16.1%
② 技能者登録をしている					4	6.0%		
③ ①②ともに登録している	6	40.0%	2	15.4%	23	34.3%	23	37.1%
④ 今後登録を検討している	2	13.3%	4	30.8%	9	13.4%	12	19.4%
⑤ 建設キャリアアップシステム(CCUS)を知らない					6	9.0%	5	8.1%
⑥ 登録するつもりはない	3	20.0%	1	7.7%	12	17.9%	12	19.3%
⑦ 無回答					1	1.5%		
合計	15	100%	13	100%	67	100%	62	100%



◆ 建設キャリアアップシステムへの登録を検討していない理由

< 元請の回答 (複数回答) >	元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
① 経費がかかるから	2	66.7%	1	100.0%	1	8.3%	1	8.3%
② 登録するメリットが少ないから	3	100.0%			7	58.3%	10	83.4%
③ その他					5	41.7%	1	8.3%
④ 無回答								
合計	5		1		13		12	

《 E 働き方改革への取組について(元請、下請、設計・測量) 》

■働き方改革への取組状況

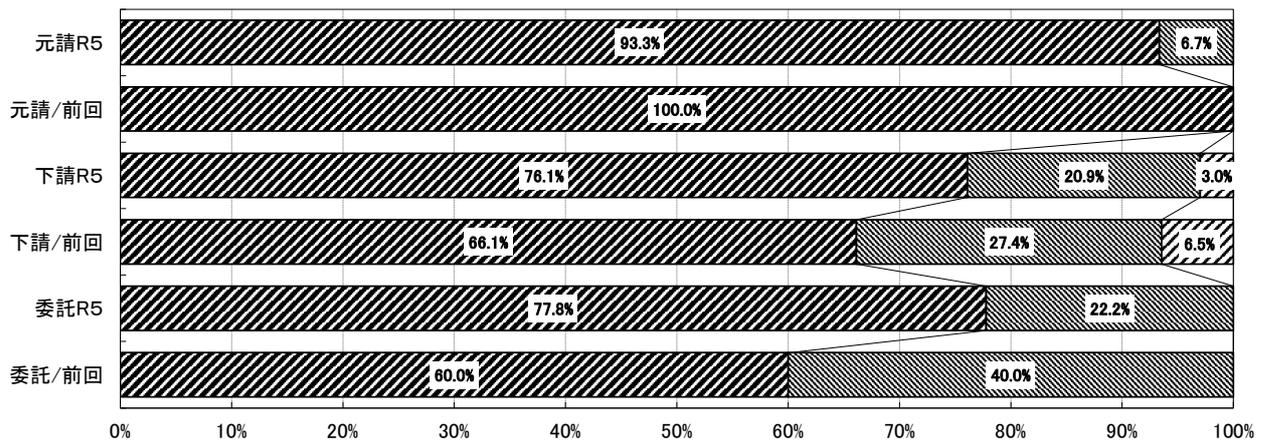
建設業においては、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されました。

○規制の内容を把握済および法改正にも対応しているとの回答が多数を占めています。

◆ 時間外労働の上限規制について

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	規制の内容を知っており、対応方法も把握	14	93.3%	13	100.0%	51	76.1%	41	66.1%	7	77.8%	3	60.0%
②	規制の内容を知っているが、対応方法まで把握していない	1	6.7%			14	20.9%	17	27.4%	2	22.2%	2	40.0%
③	規制されることを知らなかった					2	3.0%	4	6.5%				
④	無回答												
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	9	100%	5	100%

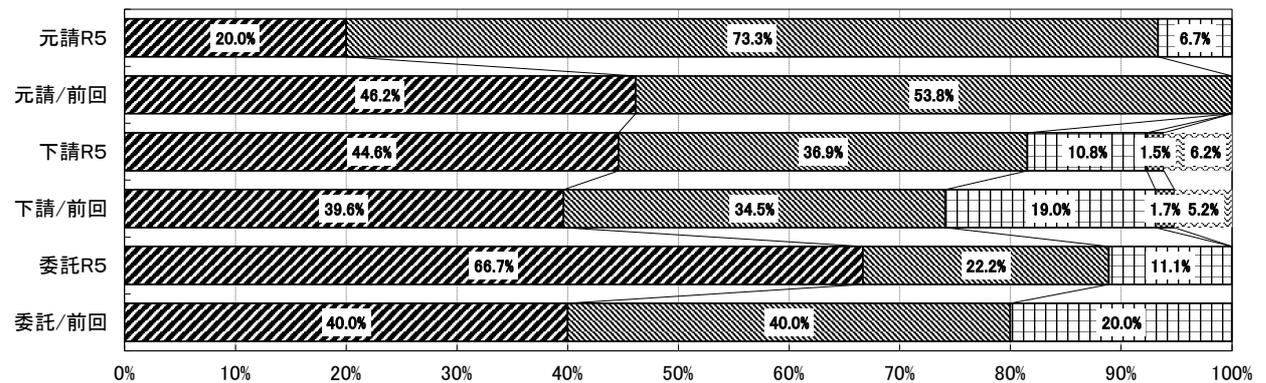
■ ① ■ ② ■ ③ ■ ④



◆ 法改正への対応状況

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	既に上限規制以下で、対応の必要なし	3	20.0%	6	46.2%	29	44.6%	23	39.6%	6	66.7%	2	40.0%
②	上限規制以下まで縮減するよう改善に取り組んでいる	11	73.3%	7	53.8%	24	36.9%	20	34.5%	2	22.2%	2	40.0%
③	上限規制以下まで縮減するようこれから改善に取り組む	1	6.7%			7	10.8%	11	19.0%	1	11.1%	1	20.0%
④	対応について未定					1	1.5%	1	1.7%				
⑤	無回答					4	6.2%	3	5.2%				
合計		15	100%	13	100%	65	100%	58	100%	9	100%	5	100%

■ ① ■ ② ■ ③ ■ ④ ■ ⑤



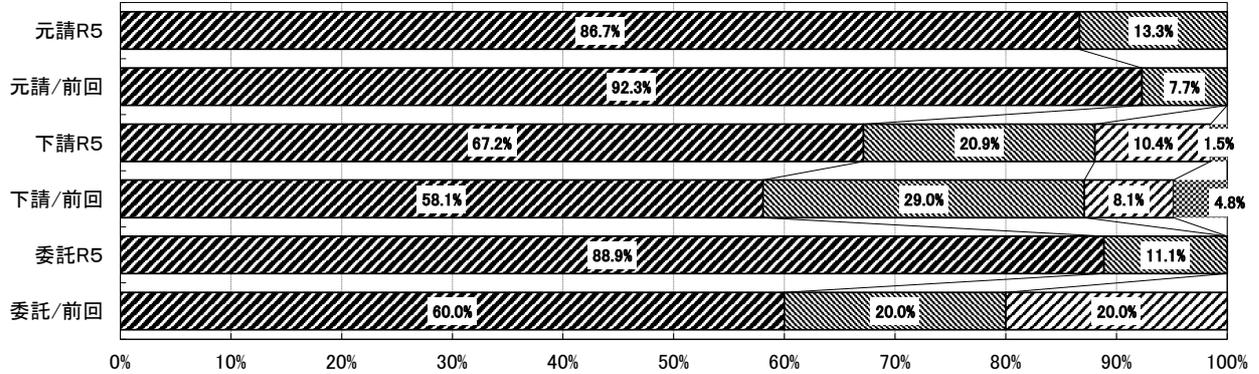
○正規と非正規雇用者間の不合理な待遇差については、大部分の業者が禁止されたことを把握しており、不合理な待遇差がないとの回答が得られた一方で、下請の一部からは、禁止されたことを知らなかったとの回答がありました。

○年次有給休暇に関しても、大部分の業者が義務付けになっていることを把握し、有給休暇の取得に取り組んでいることが伺えます。また、本市の留意事項文書で要請している季節労働者への有給休暇の付与についても、大部分の業者が対象者に休暇を付与していました。

◆ 不合理的待遇差の禁止について

	< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	禁止された内容を知っており、対応方法も把握		13	86.7%	12	92.3%	45	67.2%	36	58.1%	8	88.9%	3	60.0%
②	禁止されたことを知っているが、対応方法まで把握していない		2	13.3%	1	7.7%	14	20.9%	18	29.0%	1	11.1%	1	20.0%
③	禁止されたことを知らなかった						7	10.4%	5	8.1%			1	20.0%
④	無回答						1	1.5%	3	4.8%				
合計			15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	9	100%	5	100%

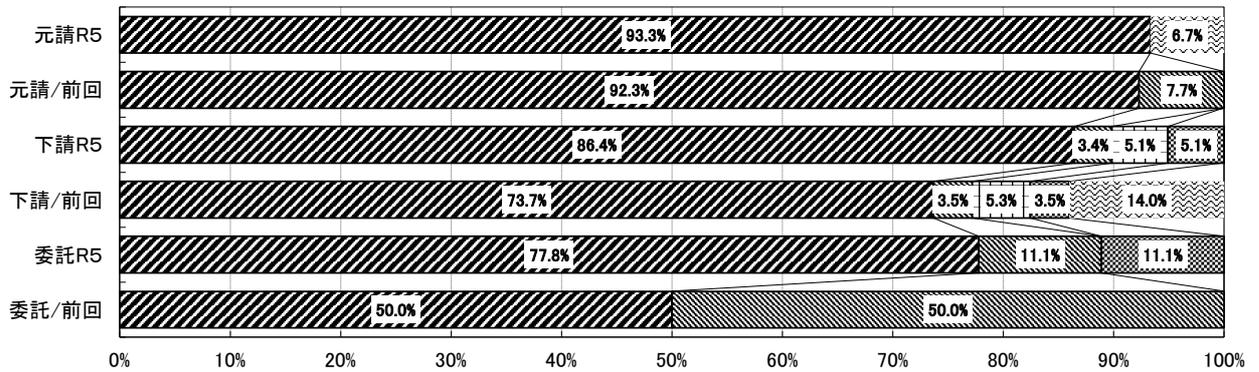
■ ① ■ ② ■ ③ ■ ④



◆ 法改正への対応状況

	< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	不合理的待遇差はなく、対応の必要なし		14	93.3%	12	92.3%	51	86.4%	42	73.7%	7	77.8%	2	50.0%
②	不合理的待遇差があるので、改善に取り組んでいる				1	7.7%	2	3.4%	2	3.5%	1	11.1%	2	50.0%
③	不合理的待遇差があるので、これから改善に取り組む						3	5.1%	3	5.3%				
④	対応について未定						3	5.1%	2	3.5%	1	11.1%		
⑤	無回答		1	6.7%					8	14.0%				
合計			14	93%	13	100%	59	100%	57	100%	9	100%	4	100%

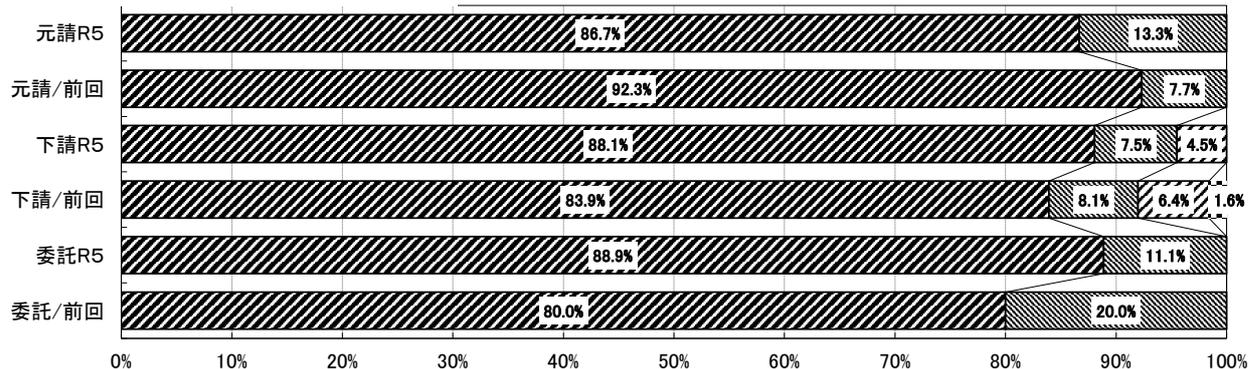
■ ① ■ ② □ ③ ■ ④ ■ ⑤



◆ 年次有給休暇の付与・取得の義務付けについて

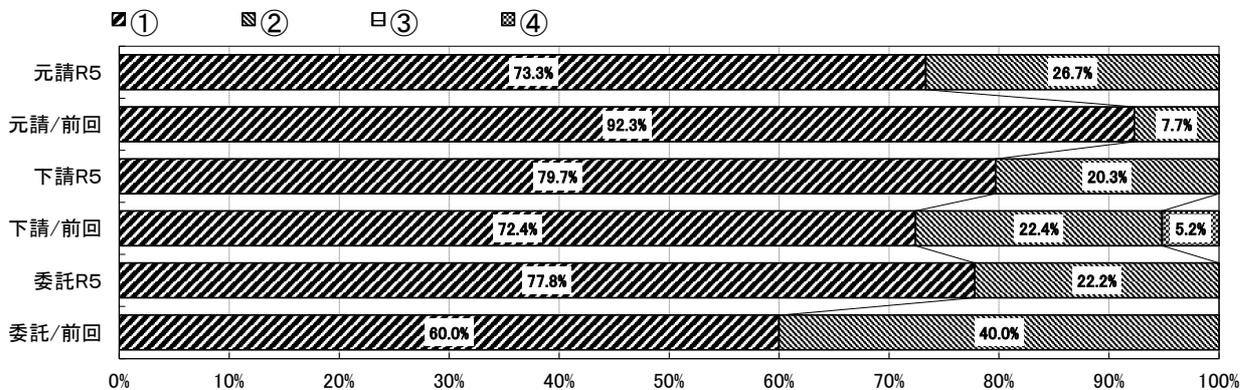
	< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	義務付けられた内容を知っており、対応方法も把握		13	86.7%	12	92.3%	59	88.1%	52	83.9%	8	88.9%	4	80.0%
②	義務付けられたことを知っているが、対応方法まで把握していない		2	13.3%	1	7.7%	5	7.5%	5	8.1%	1	11.1%	1	20.0%
③	義務付けられたことを知らなかった						3	4.5%	4	6.4%				
④	無回答								1	1.6%				
合計			15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	9	100%	5	100%

■ ① ■ ② ■ ③ ■ ④



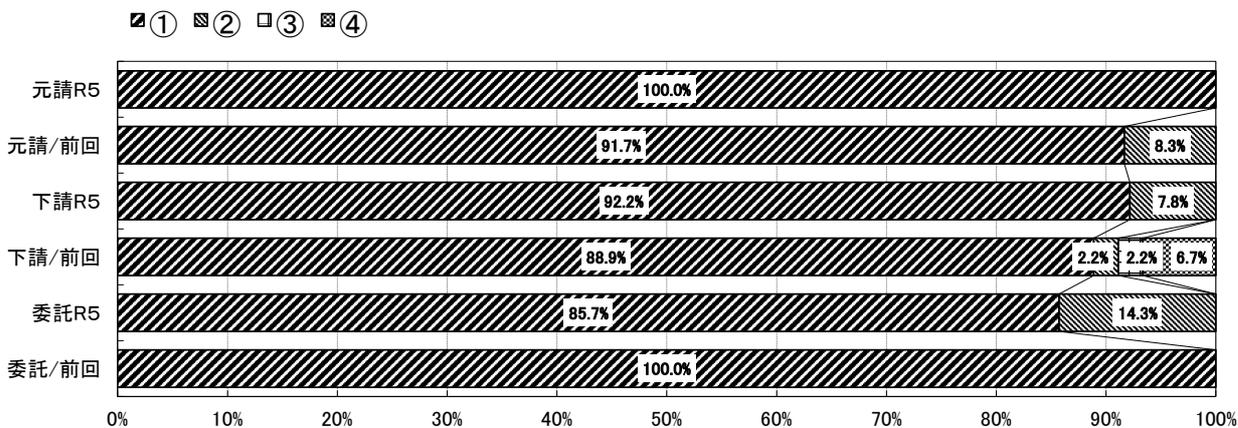
◆ 年5日の有給休暇取得が必要な対象者の有無

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	いる	11	73.3%	12	92.3%	51	79.7%	42	72.4%	7	77.8%	3	60.0%
②	いない	4	26.7%	1	7.7%	13	20.3%	13	22.4%	2	22.2%	2	40.0%
③	把握していない												
④	無回答							3	5.2%				
合計		15	100%	13	100%	64	100%	58	100%	9	100%	5	100%



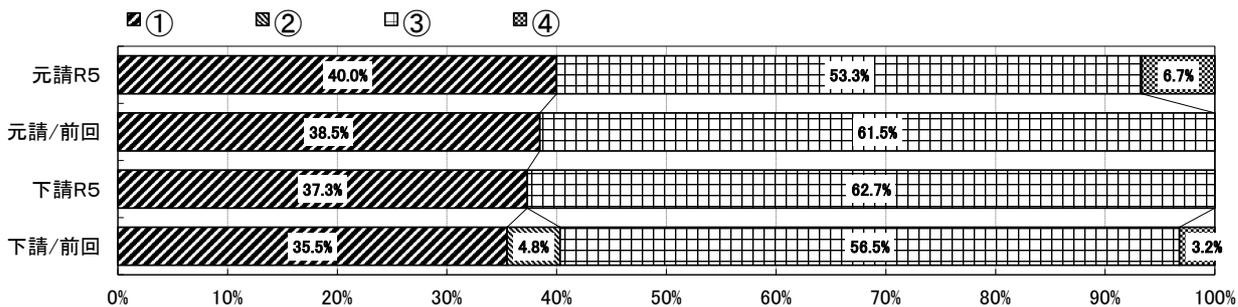
◆ 対象者への対応状況

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	有給休暇取得が進むよう取り組んでいる	11	100.0%	11	91.7%	47	92.2%	40	88.9%	6	85.7%	3	100.0%
②	有給休暇取得が進んでいないため、これから改善に取り組む			1	8.3%	4	7.8%	1	2.2%	1	14.3%		
③	対応について未定							1	2.2%				
④	無回答							3	6.7%				
合計		11	100%	12	100%	51	100%	45	100%	7	100%	3	100%



◆ 留意事項文書での季節労働者への要請の対応状況

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	要請以上の有給休暇を付与した	6	40.0%	5	38.5%	25	37.3%	22	35.5%
②	要請されている日数分の有給休暇を付与しなかった							3	4.8%
③	対象となる季節労働者がいない	8	53.3%	8	61.5%	42	62.7%	35	56.5%
④	無回答	1	6.7%					2	3.2%
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%



◆ 働き方改革を推進していくうえでの市への要望

元請	全工事を対象に週休2日とした設計をお願いいたします。
	時間外削減や週休2日の確保により、労働者の賃金が減らないようにし、若い技術者、労働者の確保につながるよう、引き続き労務単価の上昇をお願い致します。
	週休2日の導入。工事完成成果品の簡素化。工事途中の段階確認・立合いの簡素化。
下請	工事を受注してから支障物移設及び調査等があり、着手までに時間がかかる。また、作業時間は9:00～16:00の6時間程度で日々の作業量が少なく、市街地は工期を長めにしてほしい。地先の車の移動、駐車場の確保等があり作業班を増やすことが出来なかった。
	工事発注時期を早めていただきたいと考えています。開発局・道・市の発注時期が重なり、8月～11月の間は例年残業時間が多くなります。年度の早い時期の発注は、残業時間の削減や休日の取得のしやすさに直結しますし、雇用の安定化、仕事の質の向上、人員の育成に必要なことだと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
	公共工事では土日祭日の休工を加味して積算しているのは承知していますが、天候不順の積算基準をもう少し検討いただきたい。
	建設業界一部の外構工事が多い業種は季節により天候不順で施工が難しい日数が多いため。
	上記のことから、土曜日施工が増えたりする事がある。また、上記支払い労務単価から警備員の積算基準を検討いただきたい。
	完全週休2日にする為に労務単価を上げてほしい。
発注条件の中に土・日・祝施工してはならない等を入れ休日日数確保に向けての具体的な取組をお願いしたい。	
適正な工期の設定を確実に行っていただきたいです。	
下請の末端まで周知させるのであれば、元請がどのような状況におかれても全うする覚悟で行ってほしいので、市側からも強く要請してください。	

◀ F 工事発注の平準化について(元請、下請) ▶

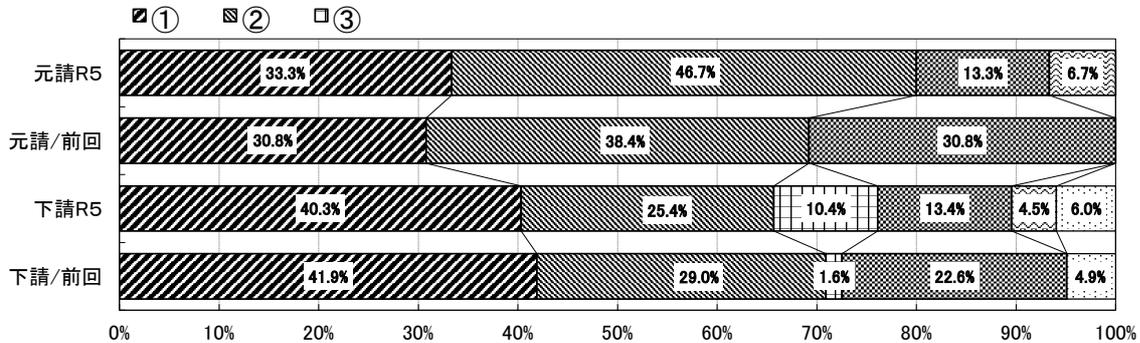
■ 工事発注の平準化に関する評価・要望

帯広市では、ゼロ市債工事の発注量を一定量確保しているほか、4月以降の工事の執行も早期発注に努めています。

○ 発注平準化の必要性について、元請・下請ともに、早期発注の確保や柔軟な工期設定の採用などへの回答があることから、引き続き平準化を推進するための取り組みが求められていることが伺えます。

◆ 発注の平準化の取り組みについて

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回	
①	概ね平準化されており、このまま継続してほしい	5	33.3%	4	30.8%	27	40.3%	26	41.9%
②	早期発注を更に増やしてほしい	7	46.7%	5	38.4%	17	25.4%	18	29.0%
③	早期発注ではなく、秋季の工事を増やしてほしい					7	10.4%	1	1.6%
④	余裕期間制度など柔軟な工期設定できる制度	2	13.3%	4	30.8%	9	13.4%	14	22.6%
⑤	その他	1	6.7%			3	4.5%		
⑥	無回答					4	6.0%	3	4.9%
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%



◆ 帯広市の工事発注の平準化への意見 [記述回答]

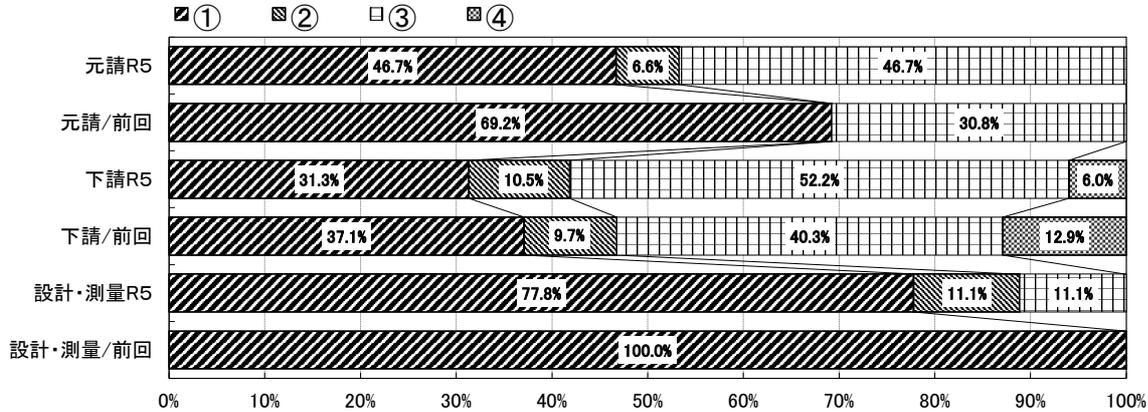
元請	業界全体の問題だと思いますが、日照時間の長い5月、6月より日照時間の短い11月、12月に工事が集中しております。作業の安全面においても日照時間の長い時期に行うほうが良い。発注時期を早くし準備期間を除いた施工の集中時期を4月、5月、6月に出来るようにしさらなる平準化を進めていただきたいです。
下請	平準化は働き方改革の推進や担い手不足の解消の一番の近道だと思います。完成工事高の上がらない閑散期にも、人員確保のために給料の支出が必要です。工事ができる体制は出来ているのに、発注量が少ないため、仕事がある本州に出稼ぎに行く会社が多くあります。そのため、入職者の定着率を下げたり、出張にかかる経費によって経営が安定しないというのが現状だと思います。より一層の推進をしていただきますようお願いいたします。
	ゼロ市債工事と冬季の工事を考えてほしい。
	選挙年の発注遅れをなくしてほしい。
	働き方改革を確実に行為の発注をしていただきたいです。 今後も継続して工事発注の平準化をお願い致します。

◀ G 情報通信技術 (ICT) の活用について (元請、下請、設計・測量) ▶

■ 電子入札等の導入について

◆ 電子入札に対する考え

< 元請・下請・設計の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	導入すべき	7	46.7%	9	69.2%	21	31.3%	23	37.1%	7	77.8%	5	100.0%
②	導入すべきでない	1	6.6%			7	10.5%	6	9.7%	1	11.1%		
③	どちらでもよい (下請: 又は該当しない)	7	46.7%	4	30.8%	35	52.2%	25	40.3%	1	11.1%		
④	無回答					4	6.0%	8	12.9%				
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	9	100%	5	100%



◆ 電子入札を導入すべきでないとする理由

< 元請・下請・設計の回答 (複数回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	経費がかかるため	1	100.0%			2	28.6%	2	33.3%	1	100.0%		
②	操作ミスが懸念されるため					2	28.6%	2	33.3%				
③	対応できる人材を確保できないため					3	42.8%	1	16.7%				
④	その他							1	16.7%				
⑤	無回答												
合計		1	100%			7	100%	6	100%	1	100%		

◆ 電子契約に対する考え

< 元請・下請・設計の回答 (択一回答) >		元請/R5		下請/R5		設計・測量/R5	
①	導入すべき	9	60.0%	21	31.3%	7	77.8%
②	導入すべきでない	1	6.7%	7	10.5%	1	11.1%
③	どちらでもよい (下請: 又は該当しない)	5	33.3%	35	52.2%	1	11.1%
④	無回答			4	6.0%		
合計		15	100%	67	100%	9	100%

◆ 電子契約を導入すべきでないとする理由

< 元請・下請・設計の回答 (複数回答) >		元請/R5		下請/R5		設計・測量/R5	
①	経費がかかるため			2	28.6%		
②	操作ミスが懸念されるため			1	14.3%		
③	対応できる人材を確保できないため	1	100.0%	4	57.1%	1	100.0%
④	その他						
⑤	無回答						
合計		1	100%	7	100%	1	100%

◆ 共同審査を利用するか

< 元請・下請・設計の回答 (択一回答) >		元請/R5		元請/前回		下請/R5		下請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	利用する	13	86.7%	13	100.0%	38	56.7%	38	61.3%	9	100.0%	5	100.0%
②	利用しない	2	13.3%			5	7.5%	17	27.4%				
③	市の名簿に登録していない					20	29.8%						
④	無回答					4	6.0%	7	11.3%				
合計		15	100%	13	100%	67	100%	62	100%	9	100%	5	100%

◆ 情報通信技術を活用した生産性向上において、市への要望

元請	発注者と請負者との間で提出すべき項目を電子でやり取り(工事施工情報共有など)を活用し移動の削減やスムーズな決済をお願いしたい。 人手不足の観点から生産性向上は必要なので積極的に導入していただきたいです。また、それに係る経費等もしっかり計上していただきたいです(ICTは初期費用や最低保証などに多額の費用を要し、導入を見送る会社は多いと思われます)。
	電子入札・電子契約を行う際に、日時等に余裕があるので他の業務が出来るので生産性向上を進めて欲しい。 情報通信技術を活用したからと言って生産性は向上しないと思う。特に市の工事は地域住民とのコミュニケーションが大切で、発注者と施工業者と住民の信頼関係が無いと生産性は向上しない。情報通信技術は遠隔地は良いけど近い現場は直接確認した方が良いと思います。
下請	ICTの活用にかかわる費用を、受注者提案型で発注していただきたいです。新技術のシステムや建機を使うことが求められれば、必要に応じて使用する機会が多くなり、各企業が生産性向上につながるものを導入し、さらに元請がICTを推進している下請を選定するなどすることで、業界全体の生産性向上につながると思います。
	情報通信技術を導入したために工事を受注出来なくなってしまうような事態にならないような手段を行ってほしいです。
委託	競争入札参加資格申請については自治体毎の独自様式による申請書作成が作業の負担となっております。共同審査を導入する自治体も増えてきているので、帯広市での導入ご検討お願い致します。

◀ H 技術・社会的要素による評価手法について(元請のみ) ▶

■ 技術・社会的要素による評価手法に関する評価・要望

帯広市が発注する建設工事のうち、5工種(土木一式・建築一式・電気・管・舗装)では、競争入札参加資格審査申請(いわゆる指名願)において、等級格付を行っており、この格付は、経営事項審査による客観点と、地域貢献企業を優遇する発注者別評価点の合計点を基準としています。

また、一般競争入札を総合評価(落札)方式で実施する場合、当該工事の特性に応じて入札案件毎に技術提案や地域貢献等の評価項目を定め、落札者の決定に用いています。

◆ 帯広市の技術・社会的要素が認められる企業に対する評価の取り組みをどう思うか。

＜ 元請の回答(択一回答) ＞		元請/R5		元請/前回	
①	十分な評価が行われている	14	93.3%	11	84.6%
②	評価が過少または、過大であり、改善が必要	1	6.7%	2	15.4%
③	無回答				
合計		15	100%	13	100%

◆ 技術・社会的要素が認められる企業に対する評価手法として望む取組み

＜ 元請の回答(複数回答) ＞		元請/R5		元請/前回	
①	工事格付における加点の拡大や評価項目の拡充				
②	工事格付における加点の縮小や評価項目の削減	1	100.0%		
③	総合評価落札方式における加点の拡大や評価項目の拡充			1	50.0%
④	総合評価落札方式における加点の縮小や評価項目の削減	1	100.0%	2	100.0%
⑤	総合評価落札方式による工事の発注増				
⑥	技術・社会的要素が認められる企業のみに限定した入札の実施				
	その他				

《 I 同日落札数制限方式について(元請、設計・測量) 》

帯広市では、平成30年度より地元企業の受注機会の確保や過大受注による品質低下の防止を図るために、同日落札数制限方式を導入しています。

同日落札数制限方式：同一日に、同一の工種（業種）かつ同日の等級の入札が複数あるときに、予定価格が高い順に入札を進め、先に開札した案件で落札者となった者はそれ以降の案件の入札を無効とみなすことで、落札数を制限する方法

◆ 受注機会の確保等や過大受注による品質低下の防止として、さらに落札数の制限を拡大するべきか

＜ 元請の回答（複数回答） ＞		元請/R5		元請/前回		設計・測量/R5		設計・測量/前回	
①	現行の同日落札数制限方式の運用のままでよい	14	93.3%	12	92.3%	9	100.0%	4	80.0%
②	同日落札数制限方式の適用工事(業務)の条件を緩和するべき								
③	さらに手持ち工事(業務)数や年間受注件数の制限を導入するべき							1	20.0%
④	その他								
⑤	特になし			1	7.7%				
⑥	無回答	1	6.7%						

◆ 受注機会の確保及び過大受注防止に関するご意見・ご提言等

設計・測量	安定した業務量の確保、早期の発注をよろしくお願い致します。
-------	-------------------------------

《 J 週休2日モデル工事について(元請) 》

帯広市では、建設現場における働き方改革推進の取り組みの一環として、令和元年度から一部で「週休2日モデル工事」を試行してきましたが、令和6年度から現場閉所が可能なすべての工事を「週休2日工事」として実施しています。

◆ 建設現場における週休2日を推進する取り組みとして何が必要と考えますか。

＜ 元請の回答（複数回答） ＞		元請/R5		土木系R5		建築系R5		電気・設備系R5	
①	すべての工事を週休2日工事の対象とする(発注者指定型)	6	40.0%	4	36.4%			2	100.0%
②	すべての工事を週休2日工事の対象とする(受注者希望型)	7	46.7%	6	54.5%	1	50.0%		
③	現場閉所が困難な工事(災害復旧や時間的制約のある工事など)は、交替制を導入する	7	46.7%	5	45.5%	2	100.0%		
④	補正係数を見直す	4	26.7%	3	27.3%	1	50.0%		
⑤	休日数の確保から、休日の質向上の取り組みへシフトする(月単位、週単位での週休2日の実現など)	4	26.7%	3	27.3%			1	50.0%
⑥	その他								
⑦	無回答								
	合計	28		21		4		3	

◆ すべての工事を週休2日工事の対象とする(発注者指定型)と回答した理由

土木系	市街地によりそもそも土日作業が進まないところが多いと思います。このご時世、土日の暑い日や寒い日に作業行っている所を若い学生が見ると建設業界のイメージダウンに繋がってしまうと思います。
-----	---

◆ 現場閉所が困難な工事(災害復旧や時間的制約のある工事など)は、交替制を導入すると回答した理由

土木系	開発局・北海道が週休二日で発注されているので、合わせて頂きたい。
建築系	現状の予算及び北海道での冬期施工の不良化のため、週休完全2日はむずかしいと考える。

◆ 補正係数を見直す回答した理由

土木系	補正係数が少し少ないような感じがする。
-----	---------------------

◀ K 留意文書及びポスターについて(下請のみ) ▶

帯広市では、工事の契約時に適正な工事施工に係る留意事項をまとめた文書（留意事項文書）を元請に配付し、市発注工事における元請・下請の適正化等を要請するとともに、技能労働者への適切な賃金水準の確保などを目的として、元請に対し、工事現場での周知ポスターの掲示や、下請への留意事項文書の配付をお願いしています。

◆ 元請業者より、留意文書を配付されたか(下請のみ)

＜ 下請の回答（択一回答） ＞		下請/R5		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	配付された	45	67.2%	34	68.0%	11	64.7%	43	69.4%
②	配付されていない	20	29.9%	14	28.0%	6	35.3%	12	19.3%
③	無回答	2	3.0%	2	4.0%			7	11.3%
	合計	67	100%	50	100%	17	100%	62	100%

◆ 工事現場で周知ポスターが掲示されているのを見たか（下請のみ）

＜ 下請の回答（択一回答） ＞		下請/R5		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	見た	51	76.1%	38	76.0%	13	76.5%	50	80.6%
②	見ていない	13	19.4%	10	20.0%	3	17.6%	5	8.1%
③	無回答	3	4.5%	2	4.0%	1	5.9%	7	11.3%
	合計	67	100.0%	50	100%	17	100%	62	100.0%

◀ L 下請契約に関する要望について(下請のみ) ▶

◆ 下請契約に関する要望【記述回答】

下請	見積提出後のNET確認を禁止していただきたい。見積価格には労働者の賃金を支払い、且つ企業の継続を図る上での設定となっております。見積額に対して賞味いくら？と質問し契約金額を下げることで上位者の利益率を高め、発注者に対し必要金額の隠蔽を行うことが公共工事単価適正化の妨げになっております。 【公共工事単価で積算されている現場なので金額が合わない】との声を頻繁に耳にします。何故でしょうか？
	不必要な書類の提出を無くしてほしいです。
	適正な労務単価を確保できる様に元請の企業努力をお願いしたいです。実際の契約金額では自社の負担が多いと感じます。

◀ M 帯広市の入札制度への意見等 ▶

◆ 帯広市入札制度への意見【記述回答】

元請	予め独自単価の公表をお願いしたい。
	電子入札・電子契約の導入を進めていただきたい。